具体的な相談事例の公表とその対処法

| 1 | 固定系インターネット通信サービス及び移動通信サービス等における 問題のある勧誘・営業活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
|---|---|---|
| 2 | 固定系インターネット通信サービス及び移動通信サービス等における 契約内容に関するトラブル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 3 | MVNO サービスを利用する場合の留意点・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 4 | 利用した覚えのないサイトからの不当請求・架空請求等・・・・・・ | 9 |
| 5 | 海外利用の高額料金請求・・・・・・・・・・・・・・・・1 | 1 |
| 6 | 迷惑メール・チェーンメール・・・・・・・・・・・・・・・1 | 2 |
| 7 | 違法・有害なサイトの閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |

※ 相談事例については、申告者から聞き取った内容であり、事実関係について確認されたものではありません。

用語解説

| 名称 | 内容 |
|--------------|----------------------------------|
| 電気通信サービス | 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電 |
| | 気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| | (主な例)携帯電話サービス、インターネット接続サービス、 |
| 電気通信事業者 | 固定電話等 電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法第 |
| 电外进信争未行 | |
| | 9条の登録を受けた者及び第 16 条第1項の規定によ |
| | る届出をした者 |
| 届出媒介等業務受託 | 電気通信事業者から電気通信サービスの提供に関する |
| 者(販売代理店) | 契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務又はこれに |
| | 付随する業務の委託を受けた者 |
| | (主な例)携帯電話サービスのキャリアショップ、FTTH サー |
| | ビスの電話勧誘を行う事業者、携帯電話サービスや FTTH サー |
| | ビスについて自ら販売活動を行う家電量販店等、電気通信サー |
| N 4N 10 | ビスの販売・勧誘等の活動を行う事業者 |
| MNO | 自ら電波の割当を受けて携帯電話端末サービス等を展 |
| A A) /A IO | 開する事業者 |
| MVNO | 自らは電波の割当を受けず、電波を割り当てられた事 |
| | 業者からネットワークを借りて、いわゆる格安スマホ |
| | やモバイル Wi-Fi ルーター等向けに独自のサービスを |
| | 展開する事業者 |
| FTTH サービス | 光回線を通じてインターネットに接続するサービス |
| | (集合住宅内等において、一部に電話回線を利用する |
| | VDSL等を含む。) |
| ADSL サービス | 電話回線を通じてインターネットに接続するサービス |
| プロバイダサービス | ADSL回線、光回線等を通じてインターネットに接 |
| | 続するサービス |
| SIM カード | 携帯電話事業者が発行する契約者情報(電話番号、加入 |
| | 者識別番号等)を記録した IC カードのこと |
| SIM ロック | 特定の SIM カードが差し込まれた場合にのみ動作する |
| | よう設定された端末上の制限のこと |

1 固定系インターネット通信サービス及び移動通信サービス等における 問題のある勧誘・営業活動

(相談事例:電話勧誘、訪問販売)

事例1:光回線の料金が安くなると電話勧誘を受けて契約したが、実際には 料金が高くなっていた。

事例2:大手電気通信事業者を名乗り、光回線料金が安くなるとの電話勧誘 があった。承諾したが事実と違う。

事例3:現在契約している光回線事業者からの勧誘だと思い契約変更を承諾 したが、他のプロバイダ事業者への契約変更だった。

※ 特に FTTH サービス、プロバイダ契約の勧誘時に、該当事例が発生することが多いです。

(相談事例:店舗での勧誘)

事例4:料金が安くなると言われて携帯電話事業者を乗り換えたが、以前より高額になった。

事例5:タブレットが無料というので契約したが、解約時に商品の代金も請求された。

※ 特に携帯電話の契約の勧誘時に、該当事例が発生することが多いです。

(対処法)

電気通信事業法の規定により、電気通信事業者及び販売代理店は、電気通信サービスの勧誘に先立って、①「自己の氏名又は名称」、②「勧誘である旨」を告げる必要があります。また、販売代理店は、①、②に加えて③「当該勧誘に係る電気通信サービスを提供する電気通信事業者の氏名又は名称」も告げる必要があります。

このため、現在契約している電気通信事業者以外の事業者が、自社のサービスへの変更を目的とする勧誘であるにもかかわらず、自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに、「(現在契約している事業者のサービス名)をご利用いただきありがとうございます。」「(現在契約している事業者のサービス名)でお世話になっております。」等の誤認させる勧誘は不適切です。会社名等の相手の情報を確認し、意図しない契約は結ばないようご注意ください。

(1) 慌てて契約しない

口頭でも契約は成立するため、サービスの内容が分からない場合、加入の必要の判断がつかない場合は、その場で返事をせず、十分検討してから決めるよう心掛けてください。

(2) 契約する意思がない場合は、はっきりと拒否する

曖昧な意思表示を行うと、契約が成立したと事業者が解釈し、手続を進められるおそれもあります。契約の意思がない場合は、曖昧な返事はせず、はっきりと拒否の意思を表示することが重要です。

なお、電気通信事業法の規定により、電気通信事業者や販売代理店は、利用 者から、再勧誘を拒否された場合は、再勧誘を行うことが禁止されています。 再勧誘を希望しない場合は、その旨を伝えることが大切です。

また、電話で事業者の言うとおりパソコン操作した結果、いつの間にか契約 事業者が変更されてしまったという事例や事業者が入手した個人情報を元に 契約手続を進めてしまう事例もありますのでご注意ください。

(3) 意図しない契約が成立してしまった場合(初期契約解除及び確認措置)

電気通信事業法の規定により、初期契約解除の対象となる電気通信サービスがあります。

初期契約解除とは、一定の範囲の電気通信サービスの契約について、契約書面の受領日を初日とする8日(例外的に、移動通信サービスの場合でサービスの提供開始日の方が遅いときは、その提供開始日を初日とする8日)が経過するまでは、電気通信事業者の合意なく利用者の都合のみにより契約を解除できる制度です。

また、総務大臣から確認措置の認定を受けた電気通信事業者の電気通信サービスについては、初期契約解除に代わり確認措置が適用されます。

確認措置とは、電気通信サービスの契約の解除のほか、電気通信サービスの 契約に付随して購入したスマートフォン等の端末の契約も併せて解除できる 制度です(初期契約解除の場合は、電気通信サービスの契約のみが解除の対象 であり、端末の契約は対象外となります。)。 ただし、確認措置の適用について は、初期契約解除の適用と比べて異なる点があります。

まず、初期契約解除は、理由にかかわらず契約解除ができますが、確認措置では、電波の状況が不十分と判明した場合や法令に基づく説明等が不足していることが分かった場合に限り、契約解除できます。

また、初期契約解除は利用者から書面の郵送等により意思表示することで適用されますが、確認措置では、契約書面に記載された事業者が定める手順に沿って、電波状況が不十分であることや説明不足等の問題があったと考えられることを事業者側に申し出てから、対応を求めることになります。

【参考】確認措置が適用される電気通信事業者と電気通信サービス(総務省)

URL: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/shohi.htm

●光卸サービスについて

平成27年より、NTT東日本及び西日本(以下「NTT東西」という。)が提供するFTTHサービスについて、NTT東西より卸電気通信役務の提供を受けた携帯電話事業者、プロバイダ等多くの事業者(以下、「光卸事業者」といいます。)が、自らのFTTHサービス(以下、「光卸サービス」といいます。「光コラボ」といわれることもあります。)として利用者向けに提供しています。

光卸サービスは、「転用」という簡易な手続により、NTT 東西が提供する FTTH サービスから卸先事業者が提供する FTTH サービスへの切替が可能となります。手続が簡易であるため、光卸事業者からの説明が十分でないまま手続が完了し、意図しない契約になったという事例もあります。契約前にはサービス内容や契約条件を十分に確認するようご注意ください。

また、令和元年7月からは光卸サービスについて、電話番号及びFTTHの継続利用を可能とする形式で、光卸事業者から他の光卸事業者又はNTT東西への事業者変更を可能とする「事業者変更」が開始されました。こちらについても、意図せず事業者が変更されていたなどの事例があります。

さらに、プロバイダ事業者等が、FTTH サービスを利用している高齢者等に対して、大手通信事業者の名前を騙り、「インターネットを利用しないなら光回線は解約して、回線をアナログ回線に戻した方がいい」といった勧誘を行い、意図しない契約となっていたという事例も確認されています。契約前にサービス内容や契約条件等を十分確認するようご注意ください。

【参考】光回線サービスの電話勧誘トラブルについての注意啓発について(総務省)

URL: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/02kiban08_04000274.htmll

2 固定系インターネット通信サービス及び移動通信サービス等における 契約内容に関するトラブル

(相談事例)

事例1: 覚えのない複数のオプション契約(遠隔サポート、セキュリティ確

保サービス等)が付けられていた。

事例2:通信料金が思ったよりも高額になっている。キャンペーン(割引)

が適用されていない。

事例3:期間拘束契約が自動更新されていた。

(対処法)

電気通信事業法の規定により、電気通信事業者や販売代理店には、契約前に 重要事項の説明が義務付けられています。その際、事業者は利用者の知識、経験 及び契約締結の目的に照らして説明しなければなりません。特に、高齢者や障 害者等の利用者に対しては適切に判断できるような説明を行わなければなりません(適合性の原則)。また、電気通信事業者は、電気通信サービスの契約が成立したときは遅滞なく利用者に対して契約書面を交付することが義務付けられています(紙媒体による物理的な契約書面の交付に代えて、利用者から明示的 承諾を得た場合は電子交付も認められています。)。 交付された契約書面をよく確認するようにしましょう。

(1) 契約内容を事前によく確認する

電気通信サービスの内容・料金については、説明事項を記載した書面を交付し、これに基づき口頭で説明することが原則とされています。説明内容に不明点等があった場合、契約締結前にその内容を確認しましょう。また契約後も、提供条件の確認等ができるよう、交付された書面を保管しましょう。

(2) 利用目的にあった料金プランを選択する

割引適用の条件として、「契約を一定期間継続すること」「オプション契約への加入」「他のサービス等とのセット契約をすること」等が設けられていることがあります。この場合、契約期間の途中で解除した場合すると違約金が発生したり、割引が無効になったりすることがあります。見た目の安さで判断せず、自らの利用目的に合った料金プランをよく確認した上で選択しましょう。

(3) 割引等の適用条件を確認する

キャンペーン等による料金の割引やキャッシュバックが適用される場合があります。このとき、割引等の適用について条件が設定されている場合があります。条件を満たしていない場合、割引等の適用を受けられない場合がありますので、契約時にその条件を確認することが大切となります。

(4) オプション契約の無料期間を確認する

割引の適用条件として、オプション契約への加入を求められる場合があります。この場合、無料期間が設定され、その期間中に自ら解約手続を行う必要があることが多いようです。無料期間中に手続を忘れ、料金を請求される事例がありますので、継続的に利用する意思がない場合は、無料期間を確認し、期間中に解約手続を行うことも必要です。

(5) 契約後であっても契約書面の内容をよく確認する

電気通信事業者には、電気通信サービスの内容・料金のほか、初期契約解除、確認措置等、個別の契約内容が記載された契約書面を交付することが義務付けられています。契約締結後には、その内容をよく確認しましょう。初期契約解除や確認措置の呼び方は、電気通信事業者によって異なる場合があるので注意が必要です。

●期間拘束・自動更新付契約について

電気通信サービスの契約は、①期間拘束のないプラン、②一定期間の継続利用を条件に基本料金等が割引される期間拘束のあるプランの2通りが用意されています。

令和元年 10 月 1 日に施行された改正電気通信事業法により、主要な電気通信事業者には一部を除く移動通信サービス(携帯電話等)について、以下の内容が義務づけられました。

- •「①期間拘束のないプラン」と「②期間拘束のあるプラン」の料金の差額 の上限は 170 円(税抜)
- ・「②期間拘束のあるプラン」の契約期間の上限は2年
- •「②期間拘束のあるプラン」を途中で解約する場合の違約金の額の上限は 1,000円(税抜)
- ・自動更新を伴う「②期間拘束のあるプラン」を契約する場合は、契約期間 満了時に、期間拘束のあるプランで契約を更新するかどうかを利用者が選 択できること等を条件とする

なお、固定通信サービス(FTTH サービス、電話等)については、これらの 義務はありません。

加えて、**電気通信事業者には、期間拘束・自動更新付契約において違約金を** 支払うことなく解約できる期間 (更新月) が近づいた時点で、利用者にその旨 の通知を行うことが義務付けられています。 通知の送付には十分注意しておきましょう。

3 MVNOサービスを利用する場合の留意点

(相談事例)

事例1:通話時に専用アプリを通していなかったため、高額な通話料金を請

求された。

事例2:通信速度が遅く使いづらいので解約したところ、高額な解約費用を

請求された。

事例3:解約しようと思ってコールセンターに電話したのにつながらない。

(対処法)

MVNO は、自らは電波の割当てを受けず、電波を割当てられた MNO からネットワークを借りて独自の通信サービス(「格安スマホ」等)を利用者に提供しています。ネットワークを貸し出している MNO のサービスに比べ、比較的安価であるものの、同様のサービス内容とはならないことがあるようです。

(1) 契約前に端末の設定方法等を確認する

MVNO の SIM カードを単体で購入する場合、自分で準備した端末がその MVNO で利用できるか等を、事前に確認しておくことが重要です。なお、開通の設定も自分で行わなければならないことがあるために、使用するまでに 手間取る場合もあります。

(2) 問い合わせ窓口を確認する

MVNOでは、MNOのように実店舗を設置する事業者は限られており、また、その店舗数も多くないのが実情です。事前に電話、メール等の問い合わせ窓口について確認しておきましょう。

(3) サポート内容を確認する

サポート内容は、MNO と異なることが多いため、契約方法や解除方法、端末故障時の取扱い等を、事前に確認しておきましょう。

MVNO が提供するサービスは、低廉な料金であることが多い反面、MNO と比較してサポート内容等が充実していないことがあります。料金だけでなく、サービス品質やトラブルがあった際のサポート内容を十分に確認し、自分に合った事業者と契約することが大切です。

【参考】MVNO サービスの利用を考えている方へのご注意とアドバイス

(一般社団法人テレコムサービス協会)

URL: https://www.telesa.or.jp/mvno-checkpoint

●クラウド Wi-Fi サービスについて

クラウド Wi-Fi サービスとは、専用の端末を利用し、サーバ上の大量の SIM カードの中から自動的に最適なものを選択して接続のうえデータ通信を 行う「クラウド SIM」と呼ばれる技術を活用した通信サービスです。

近年、複数の事業者がサービスを提供しています。使用可能な通信容量について「無制限」をうたっている場合がありますが、契約時のイメージと実際の利用環境が乖離していたという事例もありますので、契約前に事業者によく確認し納得した上で契約するよう、十分に注意ください。





クラウド Wi-Fi サービス対応端末 (モバイルルーター等)

4 利用した覚えのないサイトからの不当請求・架空請求等

(相談事例)

事例1:大手携帯電話事業者を装う詐欺サイトに誘導されID、パスワードを

入力したら、高額な料金を請求された。

事例2:サイトを閲覧しているだけのつもりが会員登録されていた。

(対処法)

(1) 慌てて相手先業者に連絡しない

相手先業者に連絡した場合、氏名や電話番号等の新たな個人情報を知らせることとなり、様々な理由をつけて不当な要求がされる場合もありますので注意しましょう。

また、子どもが携帯電話やパソコンを利用してトラブルに巻き込まれた場合に備え、保護者に相談する等の対応策について、事前に話し合っておくことが重要となります。

なお、請求画面にメールアドレス等や「あなたの個人情報を取得した」等の 文言を表示する場合があります。しかし、メールアドレス等の情報だけではア クセスした人を特定することはできません。慌てずに対処してください。

(2) 身に覚えのない料金は絶対に払わない

アダルトサイト等の運営業者と関わりを持ちたくない等の理由で、利用料金や退会料等を支払ってしまう方がいますが、一度でも支払うと、業者は様々な理由をつけてさらに料金請求をしてきます。請求があった場合でも決して支払わないでください。

(3) 契約した覚えがなければ無視する

パソコンや携帯電話に「登録完了」と表示されても、URLや年齢認証のボタンをクリックしただけでは、契約が有効に成立しているとはいえません。契約した覚えがなければ無視しましょう。

(4) 法律用語に惑わされない

「裁判」、「強制執行」、「債権回収」等の法律用語を持ち出してくる場合があります。そうした文言に惑わされることなく、落ち着いて対処しましょう。

なお、裁判所等の公的機関名義での通知文書等が送付される場合があります。「内容が不明」「請求される覚えがない」といった場合は、法律の専門家等 (法テラス等)に相談して、その通知文書等の真偽を確認しましょう。

(5) URLやリンクをむやみにクリックしない

架空請求メールのURLやリンクをクリックした場合、そのサイトを見ていることを相手先業者に知らせることとなり、さらに請求メール等が送信されるおそれがあります。むやみにクリックすることはやめましょう。

また、ファイルをダウンロードした場合、請求画面を表示させるプログラムやウイルスソフトがインストールされる場合があります。ファイルのダウンロードは絶対にやめましょう。

(6) 不審なアプリケーションはインストールしない

動画を再生するアプリケーションに見せかけて、インストールすると、電話番号、メールアドレス等の個人情報を取得し料金請求画面を出す不当請求・架空請求の事例があります。もし、不審なアプリケーションをインストールしてしまった場合には、慌てず端末から削除して、その後は利用しないようにしましょう。身に覚えがない請求の場合は、決して支払わないでください。必要な場合には、電話の受信・着信拒否機能の利用、メールアドレスの変更等の対策を行いましょう。また、請求画面については、アプリケーションを削除することで対応できるケースがあります。

(7) 請求画面の表示が続く場合は、パソコンメーカーやプロバイダに相談する

パソコンに請求画面が表示されて消えない理由としてコンピューターウイルスに感染していることが考えられます。パソコンメーカーや契約しているプロバイダ事業者に、プログラムの削除方法を確認してください。

【参考】システムの復元方法(独立行政法人情報処理推進機構)

URL: https://www.ipa.go.jp/security/anshin/1click.html

(8) フィッシングメールを受信したら、情報提供する

フィッシング対策協議会が情報提供サイト「フィッシング 110番」を設けておりますので、そちらへ情報提供してください。

【参考】フィッシングメール(サイト)の報告(フィッシング対策協議会)

URL: https://www.antiphishing.jp/contact.html

(9) 場合によっては警察に相談する

請求が脅迫めいている場合は恐喝等の犯罪に該当する可能性があります。 最寄りの警察署や警察相談専用電話 #9110 に相談しましょう。

【参考】警察に対する相談は警察相談専用電話 #9110 へ(出典:内閣広報オンライン)

URL: https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201309/3.html

5 海外利用の高額料金請求

(相談事例)

事例1:海外旅行の際、現地では通話やインターネットを利用していなかっ

たが、帰国後、高額な通信料金を請求された。

事例2:海外で端末を紛失し、帰国後、高額な通信料金を請求された。

(対処法)

(1) 海外で携帯電話やデータ通信端末を使う場合、事前に料金体系を確認する

日本国内で契約した携帯電話等は、国際ローミングサービスによって、海外でも国内同様に使用することができます。しかし、通話料は国内とは異なる料金体系が適用され、また、国内契約におけるパケット通信の定額制が海外では適用されないため、国内と同様の使い方をすると、高額の通話料、パケット通信料、SMS 通信料等が請求されてしまいます。特にスマートフォンの場合は、自動通信による高額のパケット通信料の請求が発生するおそれがあるので十分に注意してください。

さらに、国際ローミングサービスの場合、海外からの国内通話であっても、 国際通話の料金が掛かります。

国際ローミングサービスや海外パケット定額サービスを利用する際は、渡航先での利用の可否、サービス適用条件の可否、具体的に必要な手続・端末操作等について、海外での利用に先立ち、携帯電話事業者が提供する最新の情報を確認するなど十分ご注意ください。

(2) 携帯電話や SIM カードの盗難に遭ったときは、速やかに携帯電話事業者や 現地の警察に連絡する

盗難に遭った携帯電話が第三者に利用され、高額の利用料金を請求される ことがありますので、携帯電話が盗まれた場合には、直ちに携帯電話事業者に 連絡し、利用停止を行うとともに、現地の警察に盗難届を出しましょう。

また、携帯電話の SIM カードは他の携帯電話に差し替えて利用できる場合があるため、SIM カードが盗まれ、第三者の不正利用による高額請求被害に遭うケースもあります。

万が一、携帯電話の紛失・盗難に遭ったときのために、事前に携帯電話事業者の連絡先を記録しましょう。

6 迷惑メール・チェーンメール

(相談事例)

事例1:迷惑メールに返信したら、大量の迷惑メールが届くようになった。

事例2:大手宅配業者を装ったメールに記載されている URL をクリックしたところ、全く関係ないサイトに誘導された。その後、迷惑メールが

多数届くようになった。

(対処法)

(1) 指定したドメインやアドレスからのメールのみを受信するよう設定する

携帯電話でメールを利用されている場合の対処法として、送信元事業者が使うパソコンからの迷惑メールをブロックするため、携帯電話事業者のドメイン(例:info@OOO.ne.jpの下線部分)からの送信メールのみ受信する等の「ドメイン指定受信機能」を設定する方法があります。

また、「ドメイン指定受信機能」を設定しても迷惑メールが届く場合、事前に登録しているメールアドレス以外からの受信を拒否する「メールアドレス指定受信機能」等を設定する方法もあります。ただし、この方法は登録したメールアドレス以外からのメールが届かなくなるといったデメリットがあることを理解する必要があります。

(2) 不審なメールは開封しない

心当たりのないメールを開くと、ウィルス感染や望まない広告・画像等が表示されるおそれがあります。開封せずにそのまま削除しましょう。また、ファイルが添付されている場合がありますが、添付ファイルを開封するとウィルスソフトがインストールされるおそれがあります。開封はすることはやめましょう。また、不審なメールに記載されている URL をクリックしないようにしましょう。記載されたサイトへのアクセスは、料金請求等のトラブルのきっかけとなりますのでアクセスすることもやめましょう。

(3) 個人情報の入力を求められても安易に入力しない

迷惑メールの中には、有名企業を装って偽サイトへ誘導し、ID やパスワードを入力させてだまし盗る「フィッシング詐欺」に関連したものがあります。 個人情報を要求する不審なメールを受け取った場合は、安易に個人情報を入力しないことが大切です。

(4) 迷惑メールを受信したら、情報提供する

一般財団法人日本データ通信協会が運営する「迷惑メール相談センター」や 各携帯電話事業者では、迷惑メール(広告宣伝メールに限ります。)の情報提 供を受け付けています。そちらへの情報提供もお願いします。

また、誰かに転送を促す「チェーンメール」を受け取った場合、転送せずに 削除しましょう。チェーンメールは転送しなくても何も起こりません。なお、 受信したことで不安になり、無視できない場合は、チェーンメール転送用アド レスへの転送もご検討ください。

【参考】迷惑メールの相談先等

迷惑メール相談センター : https://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html

03-5974-0068

情報提供用プラグインソフトウェア(総務省): https://plugin.antispam.soumu.go.jp/index.html

【参考】迷惑メールの情報提供先

迷惑メール相談センター : https://www.dekyo.or.jp/soudan/contents/ihan/index.html

NTTドコモ: https://www.nttdocomo.co.jp/info/spam_mail/if/index.html

KDDI: https://www.au.com/support/service/mobile/trouble/mail/common/report/

ソフトバンク: https://www.softbank.jp/mobile/support/antispam/report/

【参考】チェーンメールの転送先(迷惑メール相談センター)

URL: https://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/tensou.html

7 違法・有害なサイトの閲覧

(相談事例)

事例1:子どもにスマートフォンを持たせることになったが、有料サイトや、

成人向けサービスにアクセスしてしまわないか心配である。

事例2:子どものスマートフォンにフィルタリング設定をしたが、子どもか

ら、一部のアプリケーションを使用したいのでフィルタリングの設

定を解除してほしいと言われた。

(対処法)

(1) フィルタリングサービスに加入する

「フィルタリング」とは、インターネット上の出会い系サイト、アダルトサイト等の青少年に見せたくないサイトの閲覧を制限する機能のことです。この機能は、青少年が違法・有害なサイトを見ることができないようにするばかりでなく、悪質、違法なサイトにアクセスすることによって発生するトラブル(不当な高額請求、迷惑メールの受信、悪質な個人情報の取得等)からの回避効果もあるため、子どもたちをインターネットを通じたトラブルから保護する有効な手段となります。

各携帯電話事業者では、フィルタリングサービスを提供しています。インターネットを通じたトラブルから子どもを守るためにも、フィルタリングサービスの提供を受けていない場合は、是非加入ください。

(2) フィルタリングサービスの設定状況を確認する

保護者がフィルタリングサービスを設定しても、子どもが保護者の了解を得ずに、フィルタリング設定を解除しているケースもあるようです。定期的に、設定状況を確認されることをお勧めします。なお、それぞれのお子さんやご家庭にあったフィルタリング設定になるようにカスタマイズ機能がありますので、活用もご検討ください。

【参考】各携帯電話事業者のフィルタリングサービスに関するサイト

KDDI: https://www.au.com/mobile/service/anshin-filter/

UQ モバイル : https://www.uqwimax.jp/mobile/plan/option/anshin_accesssp/

ソフトバンク: https://www.softbank.jp/mobile/service/filtering/

ワイモバイル: https://www.ymobile.ip/service/filtering/

楽天モバイル: https://network.mobile.rakuten.co.jp/service/i-filter/

※その他の携帯電話事業者については、契約している事業者にご確認ください。

●新規・変更契約時における携帯電話事業者及び販売代理店への義務について

平成30年2月に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正されたことに伴い、携帯電話事業者及び販売代理店に対して、新規・変更契約時に、次のような義務が新たに設けられました。

青少年確認

契約締結者又は端末の使用者が 18 歳未満か確認

フィルタリング 説明

①青少年有害情報を閲覧するおそれ、②フィルタリングの必要性・内容を保護者又は青少年に対し、説明

フィルタリング 有効化措置

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、 販売時にフィルタリングソフトウェアの設定を行う (保護者が希望しない旨を申し出た場合を除く)